

事 務 連 絡  
令和2年4月16日

各 都 道 府 県 総 務 部  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各 指 定 都 市 総 務 局  
（人事担当課扱い）  
各 人 事 委 員 会 事 務 局

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）  
参考資料の一部改正について

令和2年4月14日に総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室より情報提供しました給与情報（総務省給与能率推進室第2号、令和2年4月14日付け）のとおり、今般、人事院より各府省に対して、職務専念義務を免除される非常勤職員の給与の取扱いについて通知されたことを踏まえ、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）の参考資料を改正しましたので、参考までに送付します。

貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

連絡先

公務員課公務員第四係

電話 03-5253-5544（直通）

## 国家公務員(非常勤職員)等の休暇等

令和2年4月1日現在

国家公務員(非常勤職員)

地方公務員に適用される休暇等に係る労働基準法等の規定

		非常勤職員		有給 無給	根拠規定	民間		関係法令	
年次休暇		10日以内(6月間の継続勤務経過後に、勤務形態等に応じて原則付与)		有	人規15-15第3条	年次有給休暇		10日以内(6月間の継続勤務経過後に、勤務形態等に応じて原則付与)	労基法第39条
年次休暇以外の休暇	公民権行使	必要と認められる期間		有	人規15-15第4条第1項第1号	公民権行使	必要な期間		労基法第7条
	官公署出頭	必要と認められる期間		有	人規15-15第4条第1項第2号	官公署出頭	必要な期間		労基法第7条
	現住居の滅失等	連続7日の範囲内の期間		有	人規15-15第4条第1項第3号				
	出勤困難	必要と認められる期間		有	人規15-15第4条第1項第4号				
	退勤途上	必要と認められる期間		有	人規15-15第4条第1項第5号				
	忌引	親族別日数(遠隔地に赴く場合は往復に要する日数を加えた日数)以内		有	人規15-15第4条第1項第6号				
	結婚	結婚の日の5日前から結婚の日後1月を経過する日の間で連続5日の範囲内の期間		有	人規15-15第4条第1項第7号				
	夏季	7月～9月の間で連続3日の範囲内の期間(勤務時間が割り振られていない日を除く)		有	人規15-15第4条第1項第8号				
	産前	6週間(多胎妊娠は14週間) 予定日以後出産の日までの期間を含む		無	人規15-15第4条第2項第1号	産前	6週間(多胎妊娠は14週間) 以内 予定日以後出産の日までの期間を含む。		労基法第65条
	産後	8週間		無	人規15-15第4条第2項第2号	産後	8週間		労基法第65条
	保育時間	1日2回各30分以内 生後1年に達しない子の保育		無	人規15-15第4条第2項第3号	育児時間	1日2回各々少なくとも30分 生後1年に達しない子の保育		労基法第67条
	子の看護(小学校就学前)	5日以内(1年度) (子が2人以上の場合には10日)		無	人規15-15第4条第2項第4号	子の看護(小学校就学前)	5日以内(1年) (子が2人以上の場合には10日)		育児・介護休業法第61条第11項
	短期介護	5日以内(1年度) (要介護者が2人以上の場合には10日)		無	人規15-15第4条第2項第5号	介護休暇	5日以内(1年) (要介護者が2人以上の場合には10日)		育児・介護休業法第61条第16項
	介護休暇	通算93日以内 (3回まで分割可)		無	人規15-15第4条第2項第6号	介護休業	通算93日以内 (3回まで分割可)		育児・介護休業法第61条第6項
	介護時間	連続する3年以内 (1日2時間まで)		無	人規15-15第4条第2項第7号	介護時間	連続する3年以内 (1日2時間まで)		育児・介護休業法第61条第32項
	生理日の就業困難	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第8号	生理日の就業困難	生理日(就業が著しく困難な場合)		労基法第68条
	妊産疾病	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第9号	妊産等による障害	保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置		男女雇用機会均等法第13条
	公務上の傷病	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第10号				
	私傷病	勤務日数に応じて、10日の範囲内の期間(1年度)		無	人規15-15第4条第2項第11号				
骨髄等ドナー	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第12号					
主な職務専念義務免除	妊産婦の健康診査及び保健指導	1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間(回数制限あり)		有	人規10-7第5条	妊産婦の健康診査及び保健指導	母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間		男女雇用機会均等法第12条
	妊産婦の休息・補食	勤務の間、適宜休息・補食するために必要とされる時間		有	人規10-7第6条第2項	妊産婦の休息・補食	保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置		男女雇用機会均等法第13条
	妊娠中の通勤緩和	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間		有	人規10-7第7条	妊娠中の通勤緩和	保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置		男女雇用機会均等法第13条

# 勤務日数別 休暇等取得可能日数等の例

令和2年1月1日現在

一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日	
<b>年次休暇 付与日数</b>						
雇用の日から起算した継続勤務期間（※1）	6月	10日	7日	5日	3日	1日
	1年6月	11日	8日	6日	4日	2日
	2年6月	12日	9日	6日	4日	2日
	3年6月	14日	10日	8日	5日	2日
	4年6月	16日	12日	9日	6日	3日
	5年6月	18日	13日	10日	6日	3日
	6年6月以上	20日	15日	11日	7日	3日
	私傷病（※2）	10日	7日	5日	3日	1日
夏季（※2）	7月～9月の間で原則として連続3日の範囲内の期間（勤務時間が割り振られていない日を除く）					
妊娠疾病	必要と認められる期間					
生理日の就業困難	必要と認められる期間					
公務上の傷病	必要と認められる期間					
公民権行使	必要と認められる期間					
官公署出頭	必要と認められる期間					
骨髄等ドナー	必要と認められる期間					
産前	6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の者が出産の日まで申し出た期間					
産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間					
保育時間	1日2回各30分以内 【生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う者が取得可能】					
子の看護（小学校就学前）	5日（子が2人以上の場合には10日）以内※3 【6月以上継続勤務している者が取得可能】			取得不可		
短期介護	5日（要介護者が2人以上の場合には10日）以内※3 【6月以上継続勤務している者が取得可能】			取得不可		
忌引	配偶者、父母 連続7日 等常勤職員の例による					
結婚	結婚の日の5日前から結婚の日後1月を経過する日の間で連続5日の範囲内の期間					
現住居の滅失等	連続7日の範囲内の期間					
出勤困難	必要と認められる期間					
退勤途上	必要と認められる期間					
介護休暇	通算93日以内 【①～③を満たした者が対象 ①1年以上継続勤務 ②指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでない ③1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上】			取得不可		
介護時間	連続3年以内 【①～③を満たした者が対象 ①1年以上継続勤務 ②1日につき定められた勤務時間数が6時間15分以上である勤務日がある ③1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上】			取得不可		
主な職務専念義務免除	妊産婦の健康診査及び保健指導	1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間（回数制限あり）				
	妊産婦の休息・補食	勤務の間、適宜休息・補食するために必要とされる時間				
	妊娠中の通勤緩和	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間				

休暇の内容については、国の非常勤職員の例による。

※1 勤務形態等に応じ、人事院規則15-15第3条及び運用通知第3条関係に基づき算定された日数を付与

※2 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員が対象（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下の職員は除く）

※3 勤務日ごとの勤務時間数が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間の5倍（子・要介護者が2人以上の場合にあっては10倍）の時間